

農政新時代

＜農林水産分野における品目別 T P P 対策＞

～畜産関係分野～



平成 2 8 年 3 月

農林水産省

目次

ＴＰＰ協定の概要	．．．．．	1
品目毎の農林水産物への影響について	．．．．．	3
総合的なＴＰＰ関連政策大綱	．．．．．	6
1 攻めの農林水産業への転換	．．．．．	6
2 経営安定・安定供給への備え	．．．．．	12
農林水産物の生産額への影響について	．．．．．	14
（参考）２８年度に活用可能な畜産関係施策一覧	．．．．．	17

I 協定の概要 (1) 全体の状況

- ・ 我が国の全品目（農林水産物、鉱工業品）の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は82%。
- ・ 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

1. 各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

（注1）日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

（注2）大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新（関税に関する合意内容が変わるものではない）。

2. 我が国の関税を残すライン

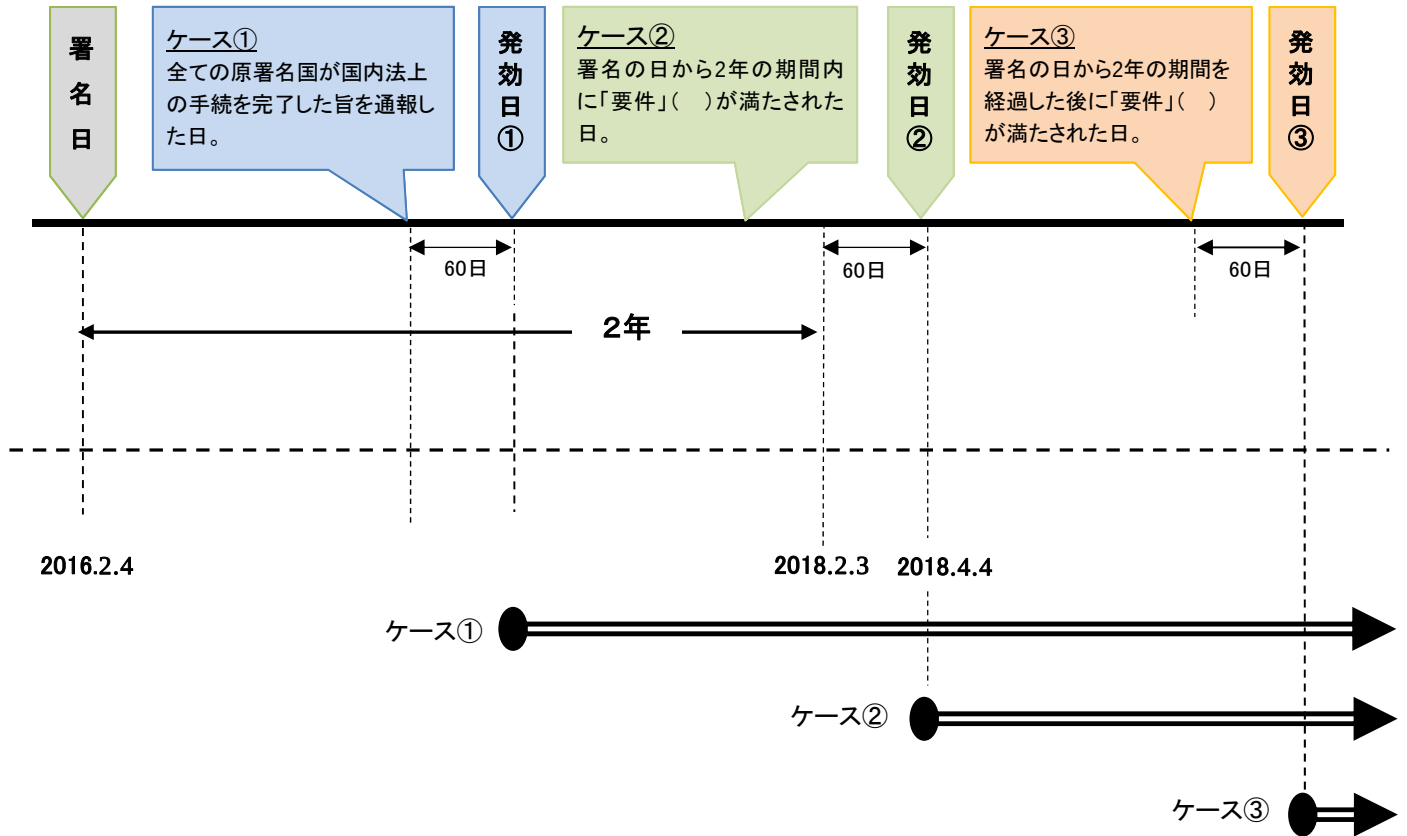
	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9, 321	459	
うち農林水産物	2, 594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1, 693	4	ひじき・わかめ

（注）大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新（関税に関する合意内容が変わるものではない）。

I 協定の概要 (2) 発効規定

発効規定

要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



【参考】TPP交渉参加国のGDP(2013年) (単位:10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,663	60.2%
日本	4,920	17.8%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,497	5.4%
メキシコ	1,262	4.6%
マレーシア	323	1.2%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	18	0.1%
合計	27,658	100.0%

2か国で78.0%

残る10か国のうち
① 4か国以上、かつ、
② GDP割合7.0%以上が必要。

Ⅱ 品目毎の農林水産物への影響について

牛 肉

基礎データ

国内生産量 (2013年度)	主な生産地(生産量シェア) (飼養頭数ベース:2014年2月1日現在)				
354千トン	北海道 516千頭(20%)	鹿児島県 343千頭(13%)	宮崎県 250千頭(10%)		
	価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン)				
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格(和牛)	2480	2203	2487	2750	2977
国内価格(交雑)	1649	1383	1560	1741	1893
国内価格(乳用)	934	723	884	1113	1251
国際価格	404	405	445	508	633
国内生産量	358	354	360	354	352
輸入量	512	516	506	536	517

輸入量 (2013年度)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
536千トン (うちT P P参加国535千トン)	豪州 278千トン(52%)	米国 201千トン(38%)	N Z 28千トン(5%)
関税率		国境措置の概要	
一次税率 38.5%	二次税率 -	ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、協定税率(50%)よりも低い38.5%の暫定税率を設定	

出典:食肉流通統計、畜産統計、貿易統計
(注)部分肉ベース、国内は去勢牛の価格
国内価格:中央10市場平均、国際価格:CIF平均単価

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
牛肉 38.5%	16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 16年目までという長期の関税削減期間を確保。 - 輸入急増に対するセーフガードを措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。

結果分析

- 関税撤廃を回避し、**長期の関税削減期間を確保**するとともに、**セーフガードを措置**。
- 国内産牛肉(和牛、交雑種、乳用種)のうち、**和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化**されており、競合の度合いは小さいのではないかと見込まれる。
- したがって、**当面、輸入の急増は見込み難い**。
- 他方、関税の引下げにより、長期的には、米国・豪州等からの**輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される**。このため、**国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要**。

豚 肉

基礎データ

【豚肉】国内生産量 (2013年度)	【豚肉】主な生産地(生産量シェア) (飼養頭数ベース:2014年2月1日現在)				
917千トン	鹿児島県 1,372千頭(14%)	宮崎県 838千頭(9%)	千葉県 664千頭(7%)		
【豚肉】価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556
国内生産量	895	894	907	917	875
輸入量	768	803	760	744	816
出典:食肉流通統計、畜産統計、貿易統計(注)部分肉ベース 国内価格:省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における「極上」上規格の加重平均) 国際価格:CIF平均単価					
【ハム・ベーコン等】生産量・輸入量の推移(千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内生産量	505	518	522	534	536
輸入量	210	224	241	254	229
出典:食肉加工品等流通調査、貿易統計 国内生産量:ハム、ベーコン、ソーセージの合計(製品ベース) 輸入量:ハム、ベーコン、ソーセージ、その他豚肉製剤の合計					

出典:食肉流通統計、畜産統計、貿易統計(注)部分肉ベース 国内価格:省令価格、東京及び大阪の中央卸売市場における「極上」上;規格の加重平均値 国際価格:CIF平均単価

出典:食肉加工品等流通調査、貿易統計 国内生産量:ハム、ベーコン、ソーセージの合計(製品ベース) 輸入量:ハム、ベーコン、ソーセージ、その他豚肉調製品の合計

【豚肉】輸入量 (2013年度)	【豚肉】主な輸入先国 (輸入量シェア)		
744千トン (うちT P P参加国511千トン)	米国 275千トン(37%)	カナダ 142千トン(19%)	デンマーク 117千トン(16%)
関税率(国境措置の概要)			
【豚肉】(差額関税制度) ・524円/kg < 輸入価格の場合:4.3% ・524円/kg 輸入価格の場合:546.53円と輸入価格の差額 ・64.53円/kg 輸入価格の場合:482円/kg 【ハム・ベーコン】(差額関税制度) ・897.59円/kg < 輸入価格の場合:8.5% ・897.59円/kg 輸入価格の場合:614.85-0.6×輸入価格 円/kg 【ソーセージ】・10% 【その他豚肉調製品】・20%			

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
豚肉 (差額関税制度) ・524円/kg < 輸入価格の場合: 4.3% ・524円/kg ≥ 輸入価格の場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額 ・64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg	差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
ハム・ベーコン 差額関税制度 ソーセージ 10% その他豚肉調製品 20%	【ハム・ベーコン】 ・初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。 ・11年目までの間、輸入急増に対する セーフガードを措置 。 【ソーセージ、その他豚肉調製品】 ・毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

結果分析

- 長期の関税削減期間を確保し、差額関税制度・分岐点価格を維持**するとともに、**セーフガードを措置**。
- 差額関税制度が維持されるため、基本的に従来から同制度の下で行われている**コンビネーション輸入が引き続き行われる**のではないかと想定。
- 我が国以外の豚肉需要が急激に伸びる中、他の豚肉輸入国との**買い付け競争が激しくなる可能性**。
- したがって、**当面、輸入の急増は見込み難い**。
- 他方、長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部が**コンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される**。このため、国内の養豚について、**規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要**。
- ハム・ベーコンについて、**長期の関税削減期間を確保し、セーフガードを措置**。
- 日本国内で生産される豚肉調製品の主原料は輸入冷凍豚肉。このため、**豚肉調製品の輸入と、輸入冷凍豚肉が置き換わる**関係にあることから、**国産豚肉への影響は限定的と見込まれる**。

乳製品

基礎データ

国内生乳生産量 (2013年度)		主な生産地 (生産量シェア)				輸入量 (2013年度、生乳換算ベース)		主な輸入先国 (輸入量シェア)				
7,447千トン		北海道 3,849千トン(52%)		関東 1,183千トン(16%)		九州 664千トン(9%)		4,057千トン 【うちT P P参加国3,235千トン】		豪州 1,271千トン(31%)	N Z 983千トン (24%)	E U 664千トン (16%)
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)												
年度		2010	2011	2012	2013	2014						
国内 価格	脱脂粉乳	558	570	591	600	619						
	バター	1,004	1,063	1,150	1,178	1,208						
国際 価格	脱脂粉乳	288	326	314	421	426						
	バター	423	441	280	470	464						
国内生乳生産量		7,631	7,534	7,607	7,447	7,331						
乳製品輸入量		3,538	4,030	4,195	4,057	4,425						
【注】国内生産量の内訳は、指定団体への販売実績等であり、生産量合計とは合致しない。乳製品輸入量は生乳換算ベース 出典：牛乳乳製品統計等、貿易統計 国内価格：牛乳乳製品課調べ 国際価格：CIF価格(貿易統計における平均単価)												

品目	関税率		輸入差益	国境措置の概要
	一次税率	二次税率		
バター	国産：35% 民産：35%	29.8%+985円/kg 29.8%+1,159円/kg	上限806円/kg 上限949円/kg	主要乳製品について、関税割当 制度及び国家貿易制度により国内 需要への影響を緩和
	脱脂粉乳	国産：25%、35% 民産：無税、25%、 35%	396円/kg (学校給食用等) 425円/kg (学校給食用等) 21.3%+396円/kg 29.8%+425円/kg 等	
ホエイ	国産：25%、35% 民産：無税、10%、 25%、35%	29.8%+425円/kg 29.8%+687円/kg	上限326円/kg 上限552円/kg	
チーズ	国産との抱合せを条 件に無税	29.8%	-	

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ バター 35%+マークアップ	- 脱脂粉乳、バターについて、枠外2次税率の関税削減・撤廃は行わず、TPP枠（民間貿易関税割当枠）を設定。 - TPP枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設定。
ホエイ 25%、35%+マークアップ	- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
チーズ 29.8% 等	- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 - 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。

結果分析

- バター・脱脂粉乳等については、**国家貿易の追加輸入量の範囲内で関税割当(民産)**を設定し、**枠外2次税率**については、**現行の高水準を維持**。
 - ホエイについて、**長期の関税撤廃期間及びセーフガードを措置**。
 - 熟成チーズやクリームチーズ等は**長期の関税撤廃期間を確保**。
 - バター・脱脂粉乳等が無秩序に輸入されることはなく、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避の見込み。
- したがって、**当面、輸入の急増は見込み難い**。
- 他方、ホエイやチーズの関税撤廃により、長期的には、競合する**国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念**される。このため、国内の酪農について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。

鶏肉

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
1,459千トン	宮崎県 268千トン(18%)	鹿児島県 260千トン(18%)	岩手県 222千トン(15%)	414千トン 【うちTPP参加国23千トン】	ブラジル 387千トン(93%)	米国 22千トン(5%)	フィリピン 4千トン(1%)
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)							
年	2010	2011	2012	2013	2014		
国内価格	428	459	382	424	463		
国際価格	169	206	183	216	236		
国内生産量	1,417	1,378	1,457	1,459	1,494		
輸入量	420	472	425	414	475		

品目 関税率

一次税率	二次税率	国境措置の概要
8.5%、11.9%	-	-

出典: 食肉流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量、国際価格)、食肉市況情報(国内価格)
注1: 国内生産量は、骨付き肉ベース
注2: 輸入量は、鶏肉調整品を含まない
注3: 国内価格は、もも・むね平均卸売価格(東京)
注4: 国際価格は、米国産CIF価格

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
鶏肉 8.5%、11.9%	- 基本的には、段階的に11年目に関税撤廃。 - ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きもも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃。
鶏肉調整品 6%、21.3%	- 牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃。 - その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃(発効時に20%削減)。

結果分析

- 輸入量41万トンのうち大部分(約9割)をブラジルが占めており、TPP参加国からの輸入量は2万トン(約6%)と少量の状況。
- TPP参加国からの輸入の大宗を冷凍骨付きもも肉が占め、その**用途が限られているため国産品との直接的な競合はほとんどない見込み**。
- ブロイラーの生育期間に比して、長期間の関税撤廃期間を確保。

- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
- 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、**国産鶏肉の価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

鶏 卵

基礎データ

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年度)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
2,519千トン	茨城県 203千トン (8%)	千葉県 174千トン (7%)	鹿児島県 169千トン (7%)	124千トン 【うちTPP参加国 31千トン】	オランダ 28千トン (22%)	イタリア 26千トン (21%)	米国 25千トン (20%)
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)							
	2010	2011	2012	2013	2014	関税率	
国内価格	187	196	179	194	222	一次税率 8.0～21.3%	二次税率 -
国際価格	111	106	112	158	173	国境措置の概要	
国内生産量	2,506	2,495	2,502	2,519	2,502	-	
輸入量	114	138	123	124	129		

出典：鶏卵流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量、国際価格)、JA全農たまご(株)(国内価格)
注1：輸入量は、殻付き換算ベース
注2：国内価格は、全農東京M卵卸売価格
注3：国際価格は、全世界平均CIF価格

交渉結果

品目／ 現在の関税率	合意内容
殻付き卵 17%、21.3%	- 冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃）。 - その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃。
全卵 21.3%、 21.3%又は51円/kg 卵黄 18.8%、 20%又は48円/kg	- 全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に50%削減し、6年据え置きの後、7年目に25%削減し、6年据え置きの後、13年目に関税撤廃）。 - その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃。
卵白 8.0%	即時関税撤廃。

結果分析

- 鶏卵消費量264万トンのうち輸入量は12万トン(5%)と少なく、そのうちTPP参加国からの輸入量は3万トン(1%)のみの状況。
 - TPP参加国からの輸入鶏卵のほとんどが、粉卵及び液卵等の加工卵であり、その用途が限られているため国産品との直接的な競合がほとんどない見込み。
 - 採卵鶏の生育期間に比して、長期間の関税撤廃期間を確保。
- ↓
- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、国産鶏卵の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

Ⅲ 総合的なTPP関連政策大綱（畜産関係）

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

畜産クラスター事業の拡充【610億円】（基金化）

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

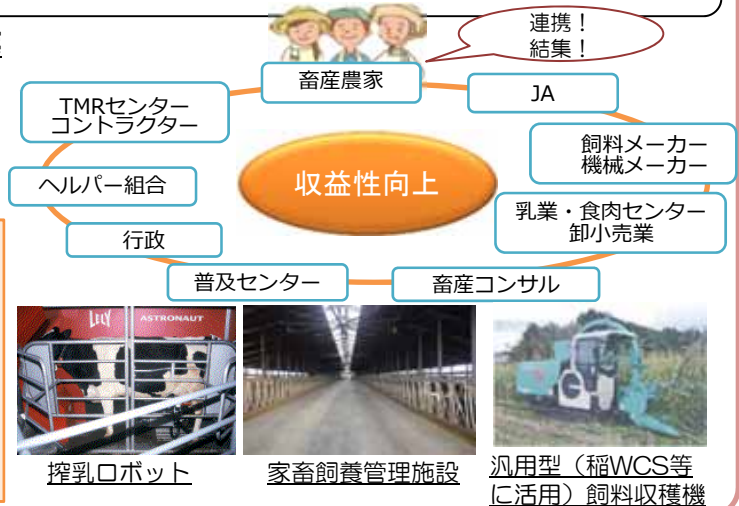
○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率 1／2以内、定額

支援対象者 個別経営体、法人等

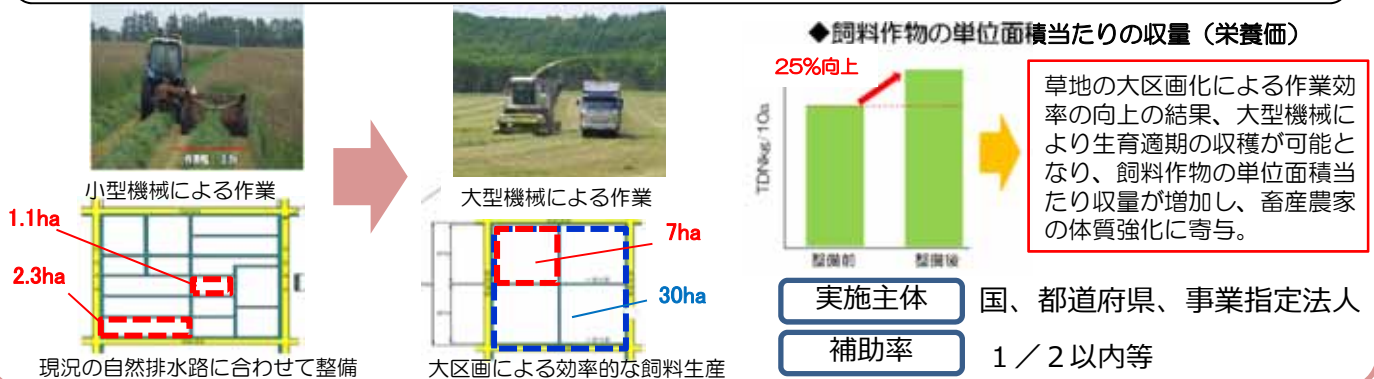
拡充のポイント

- ① 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- ② 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- ③ 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



畜産クラスターの取組を後押しする草地整備【164億円】

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。



和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上【30億円】（基金化）

和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援します。

○畜産・酪農生産力強化対策事業

- ・和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- ・性判別精液・受精卵の活用
- ・優良な純粋種豚・精液の導入等

実施主体

民間団体

補助率

1／2以内



畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

畜産物のブランド化等の高付加価値化 【100億円の内数】

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。

○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研)農業・食品産業技術総合研究機構



さしに加えて新たな旨み成分の評価指標を開発
旨み成分に富む和牛の改良技術を開発

自給飼料の一層の生産拡大 【7億円】

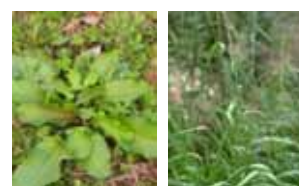
自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- (1) 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- (2) 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用

実施主体 民間団体 補助率 1 / 2 以内 等

< 難防除雑草 >



ギシギシ シバムギ

畜産農家の既往負債の軽減対策 【20億円】 (基金化)

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を創設します。

○畜産経営体質強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

貸付条件
・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内(うち据置期間5年以内)
養豚15年以内(うち据置期間5年以内)
・ 貸付利率 : 0.7%以内(貸付当初5年間は無利子)
・ 利子補給率 : 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等 融資枠 70億円

家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体 都道府県、民間団体等 補助率 1/2 等

食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進 【46億円の内数】

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等

補助率 1 / 2 以内等



食肉処理施設



生クリーム貯蔵タンク

(参考) 補足説明資料

畜産クラスターの見直し

畜産の体質強化のため、「畜産クラスター」の取組を継続して、**地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性を向上させるという趣旨を現場まで徹底し、効果的な支援を行うための所要の見直しを実施。**

現 行

見直し後

1 単年度事業

- 年度内に事業を完了する必要

1 基金化

- 複数年を見据えた計画的な検討が可能に
〔 **2カ年目にまたがった事業も認める。** 〕

2 施設整備事業

- 法人化(法人又は3年以内の法人化計画)が要件
〔 家計との分離・経営継続を法人化することで確保 〕

2 施設整備事業で多様な担い手を支援

- 法人化要件の緩和
〔 **法人化の原則を維持しつつ、家計との分離や経営継続性の確保について、法人化以外の方法も認める**
(以下の①～③の全てを満たす場合)
① 青色申告の実施
② 後継者がいること(又は経営者が45歳未満であること)
③ 知事特認を得ること 〕

- 上限単価は基準単価の1.1倍までを特認
〔 建築費が高いなど地域の実情に応じて特認 〕

- 上限単価の引上げ
〔 基準単価の **1.3倍まで引上げ**。ただし、都道府県知事が農政局長等と協議する必要 〕

- 家畜導入
〔 新規就農者へのリース方式の施設整備の場合に限定 〕

- 家畜導入の拡充
〔 **リース方式の施設整備を行う場合**にも対象を拡大(頭数制限あり) 〕

3 機械導入事業

- 都道府県の関与
〔 施設整備事業を行う都道府県の関与が薄い
(施設整備と機械導入の整合性の確保が必要) 〕
- 交付ルート
〔 11の事業実施主体による事業実施
(事業実施主体による採択方針の違い) 〕

3 機械導入事業の見直し(趣旨に沿った集中的な支援)

- 都道府県の関与の強化
〔 **施設整備と機械導入との整合性**を都道府県が確認 〕

- 全国1団体で統一的に実施、協議会が優先順位を決定
〔 **畜産クラスターの趣旨に沿った事業執行** 〕

4 畜産クラスター計画

- 抽象的な記述に止まっている

4 畜産クラスター計画の具体化

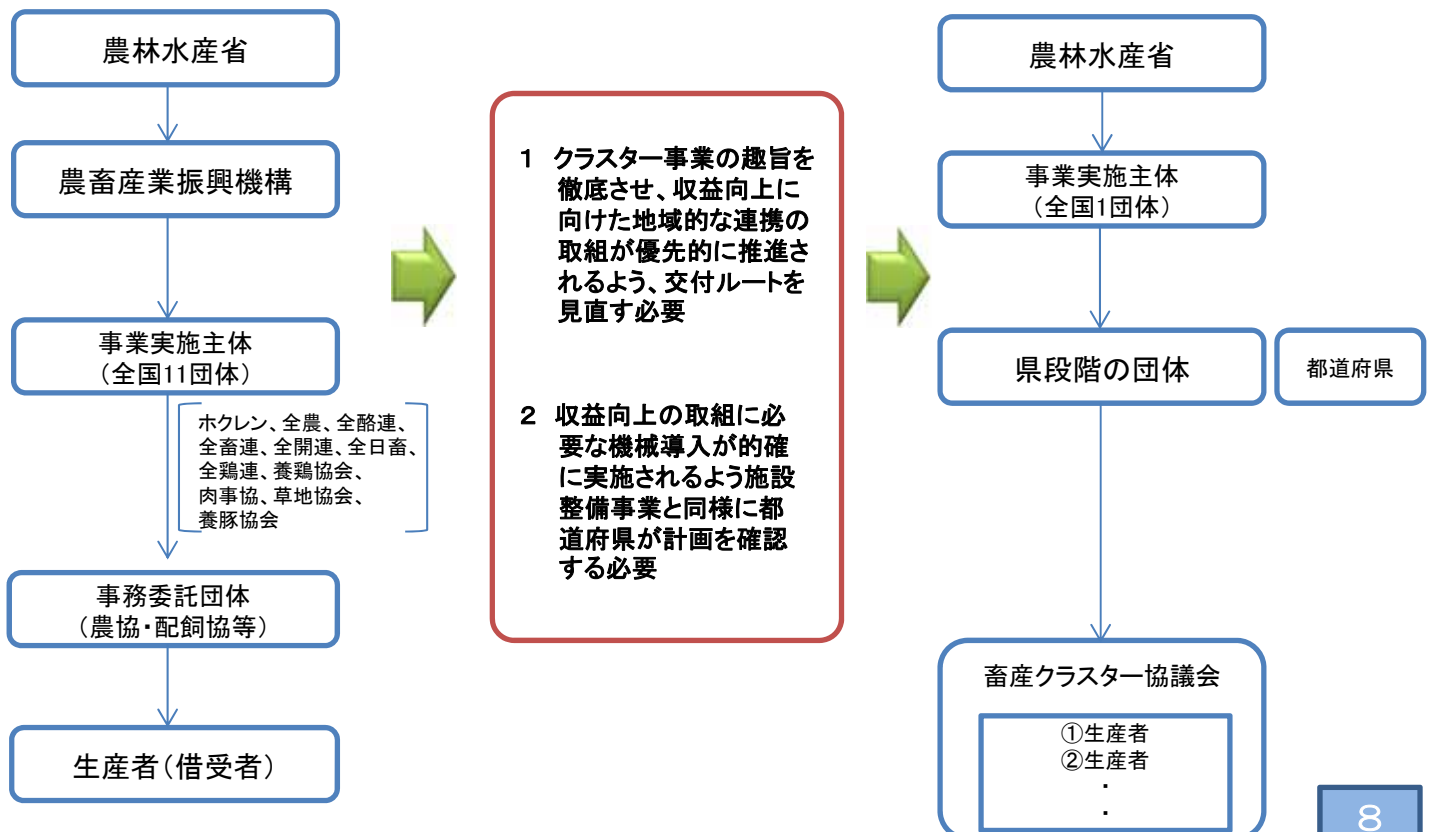
- 構成員の**具体的な活動内容を新たに畜産クラスター計画に記載**することにより、事業性を評価し優先順位をつける

畜産クラスターの機械リース事業の見直し

現 行

見直しの考え方

見直し後



畜産農家向け資金対策

対 策 の 概 要	期待される効果
27年度補正(TPP対策) 従来の新畜特資金では無利子は2年間 (1)畜産経営体質強化支援資金金融通事業 <u>既往負債の償還負担を軽減</u>する長期・低利(<u>当初5年間は無利子</u>)の一括借換資金を融通 〔対 象 者:畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち酪農、肉用牛又は養豚の経営を営む者〕 融 資 枠:70億円 (補正予算額:20億円) (2)担い手経営発展支援金融対策 日本政策金融公庫等の<u>スーパーL資金の実質無利子化</u>の拡充及び<u>実質無担保・無保証人化</u>を措置 〔対 象 者:人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者〕 融 資 枠:無利子1,000億円、無担保・無保証人200億円 (補正予算額:100億円)	・ TPP協定の発効に備えて、規模拡大・飼養方法の改善など<u>新たな経営展開</u>を図る畜産農家を、<u>償還負担の軽減</u>でサポート。
28年度当初 (1)農林漁業セーフティネット資金(公庫資金) ①無担保・無保証人貸付 日本政策金融公庫に対して出資を行い、<u>運転資金の融資の無担保・無保証人化</u>を措置 〔対 象 者:肉用牛肥育経営を営む者〕 融 資 枠:10.6億円 概算決定額:3.3億円 配合飼料価格高騰対策 (24～26年度)以来 ②貸付限度額の特例 <u>貸付限度額を通常の倍に拡大</u>(年間の経営費又は粗収益の3/12から6/12へ)する特例を措置 (2)農業基盤整備資金(公庫資金) 畜産関係団体が行う<u>預託事業</u>における繁殖雌牛等の購入について、公庫資金による借入れを可能とする措置を確保	・ 肉用子牛の価格が高騰する中、<u>肥育農家の資金繰り</u>を支援。 ・ <u>肥育農家の運転資金</u>に余裕。 ・ <u>長期・低利の預託事業</u>を可能とすることにより、<u>繁殖基盤等</u>が強化。

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進します。

輸出目標「2020年1兆円」の前倒しを目指す



重点品目毎の輸出促進対策

品目別対策【85億円】



- 米
 - 共同での精米・燻蒸、包装米飯の輸出等新たなビジネスモデル構築の取組の実証
 - 現地ニーズに合った日本産米・米加工品フェアの開催、PRコンテンツの充実
 - 米輸出拡大のための実践的調査



- 畜産物
 - モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備
 - 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
 - 日本産畜産物フェアの開催



- 青果物
 - 植物検疫条件に対応するための表面殺菌処理機材等の整備
 - 輸出先国の残留農薬基準に対応するための防除暦の作成
 - 低温貯蔵・輸送技術の実証



- 茶
 - 新たな抹茶加工技術の実証
 - 輸出先国での残留農薬基準の設定



- 林産物
 - 日本の加工技術を活かした木材製品仕様の作成
 - 輸出先国での木材製品の展示



- 水産物
 - 大規模な拠点漁港における共同利用施設等の一体的整備、HACCP対応のための加工施設、関係機器の整備
 - 日本産水産物フェアの開催

日本食魅力発信【3億円】

- 日本食魅力発信
 - 海外メディアの活用
 - 料理講習会等のプロモーション活動
 - 海外消費者の意識購買行動実態調査・分析



農畜産物輸出拡大施設整備事業【43億円】

- 農畜産物輸出拡大施設整備事業
 - 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
 - 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備
 - コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備



HACCP対応することにより輸出先の衛生基準に対応



低温管理することによりコールドチェーンシステムを確立

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

輸出阻害要因の解消

○ 戦略的な動植物検疫協議の推進

- ・ 輸出戦略実行委員会重点対象とされた国・品目について、二国間協議
- ・ 家畜疾病の発生に係る動物検疫システムの相互認証協議

※ 口蹄疫等の疾病が発生した場合に、輸入停止地域を発生地域に相互に限定し合う仕組み



○ ジャパンスタンダードの海外発信

【0.1億円】

日本の食品産業や農業で使いやすく、かつ国際的に通用する日本発の、

① HACCPをベースとした食品安全管理規格

② 輸出用GAP

を戦略的に策定し、国内外に普及

地域の収益力強化

○ 産地と外食・中食等が連携した新商品開発

産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援します。

○ 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業【7億円】

対象者

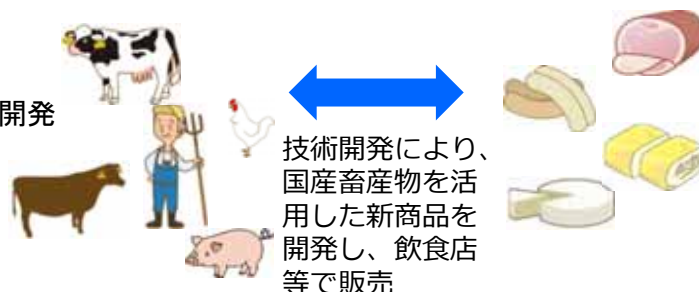
産地(生産者、生産者団体等)と複数年契約を締結する外食業者等

支援内容

- ① 技術開発のための検討会開催
- ② 技術開発のための市場調査
- ③ 技術開発に必要な機械の改良・開発
- ④ 試食会の開催等を支援

補助率

上記①、②、④の事業: 定額
上記③の事業: 1/2以内



国際競争力のある産地イノベーションの促進

○ 革新的技術開発・緊急展開事業

【100億円の内数】

(1) 地域の競争力強化のための革新的技術体系の確立支援

先進技術を組み合わせ、生産現場に導入可能な革新的な技術体系の確立

(例) 畜産(肉用牛生産)における低コストかつ高付加価値化生産体系の確立

(子牛生産段階)

- 低コスト子牛生産を可能にするICTの活用等による省力飼養管理技術の開発



体温の監視等による人工授精や分娩助産の効率化、省力化

(肥育段階)

- 特長ある品種や飼養管理技術を組み合わせた外国産牛肉との差別化



地域特産物等から作った飼料を給与して肥育した牛肉

(2) 次世代の先導的な技術開発

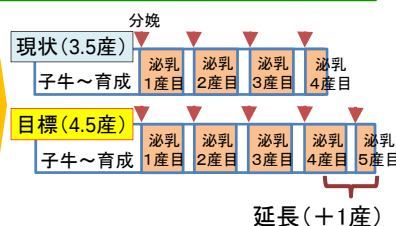
ロボット技術等を活用した生産性の限界を打破する全く新たな生産体系の開発



搾乳ロボットの利用技術



泌乳量の平準化



健全性の向上による生涯泌乳量の増加

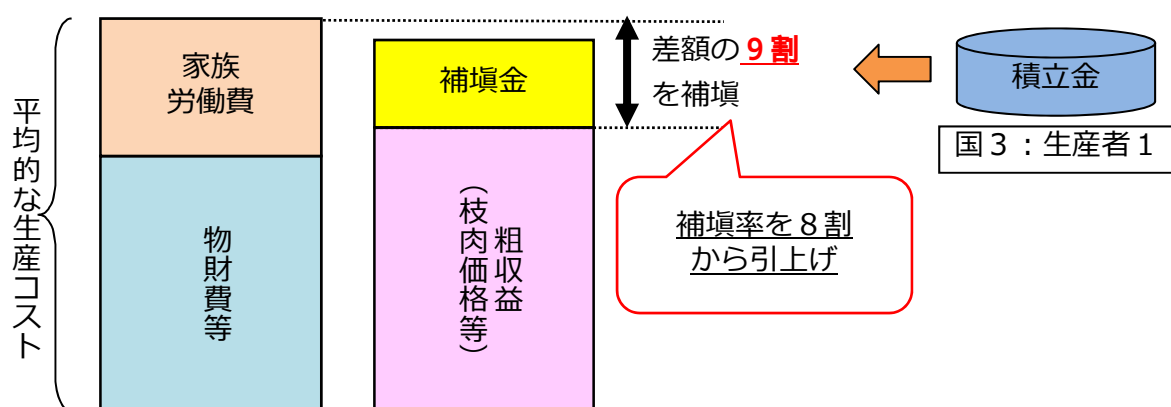
(例) 搾乳ロボット等を活用した高精度な飼養管理による乳用牛の生涯泌乳量の向上

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じます。

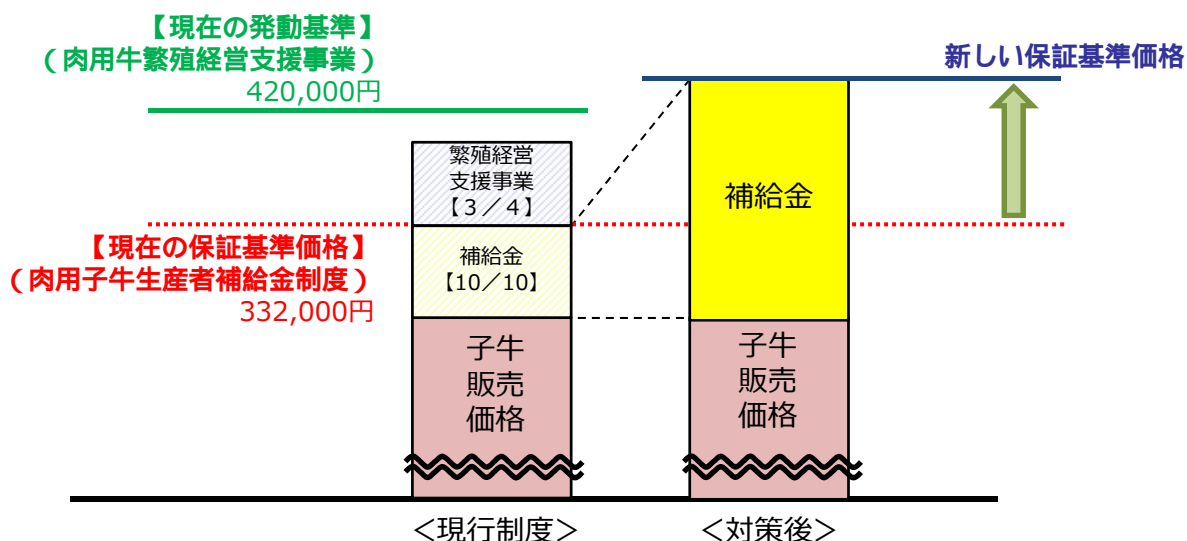
牛肉

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）を法制化する
- ・ 協定発効に合わせて、牛マルキンの補填率を引き上げる（8割→9割）



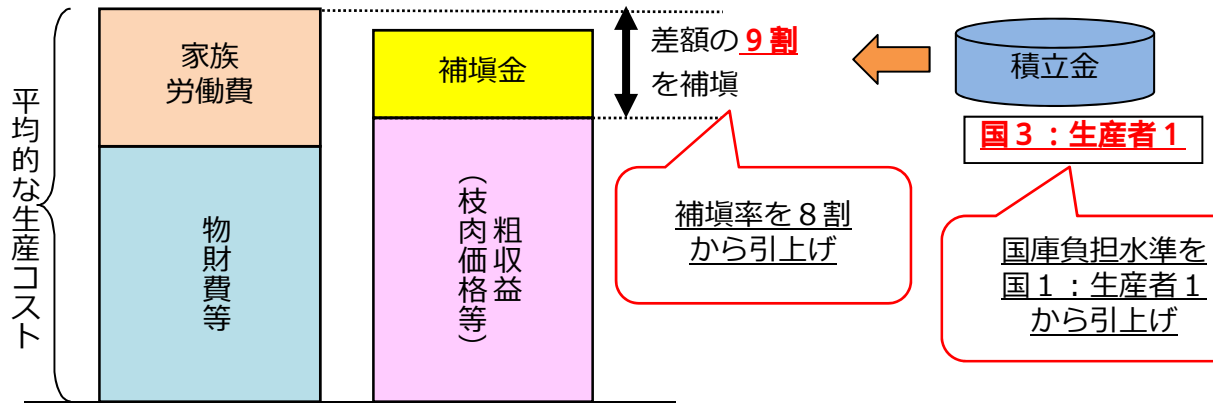
- ・ 協定発効に合わせて、肉用子牛保証基準価格の算定方式を現在の経営の实情に即したのに見直す
- ・ その際、現在の肉用子牛生産者補給金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）については、肉用子牛生産者補給金制度に一本化する

【黒毛和種の場合】



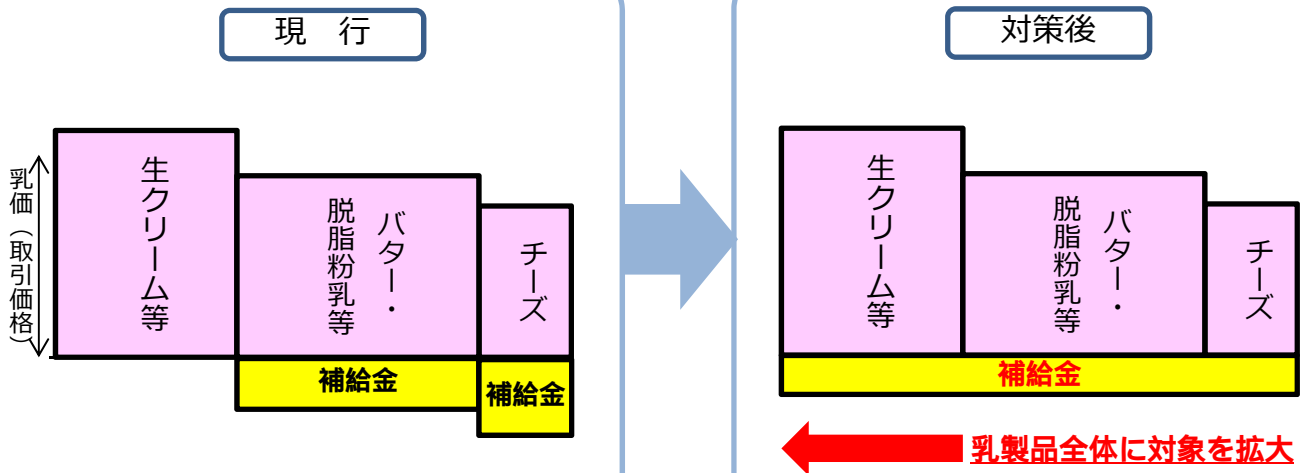
豚肉

- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・ 協定発効に合わせて、豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（８割→９割）、国庫負担水準を引き上げる（国１：生産者１→国３：生産者１）



乳製品

- ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。 ※準備が整い次第、協定発効に先立って実施



(参考) 平成27年度 加工原料乳生産者補給金
 バター・脱脂粉乳等向け 単価:12.90円/kg、交付対象数量:178万ト
 チーズ向け 単価:15.53円/kg、交付対象数量:52万ト

Ⅲの1及び2に掲載した施策については、国会での予算成立等が前提となります。

Ⅳ 農林水産物の生産額への影響について（試算）

1. 試算方法

(1) 試算対象品目

関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である以下の19品目の農産物、14品目の林水産物とした。

農産物(19品目): 米、小麦、大麦、砂糖、でん粉原料作物、牛肉、豚肉、牛乳製品、小豆、いんげん、落花生、こんにゃく、茶、加工用トマト、かんきつ類、りんご、パイナップル、鶏肉、鶏卵
林水産物(14品目): 合板等、あじ、さば、いわし、ほたてがし、たら、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類、さけ・ます類、こんぶ類、のり類、うなぎ、わかめ、ひじき

(2) 試算対象国

TPP参加11カ国: 米国、豪州、NZ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、メキシコ、カナダ

(3) 生産額への影響の算出方法

TPPの大筋合意内容や「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して算出。

具体的には、平成27年11月に公表した影響分析(品目毎の農林水産物への影響について)を踏まえ、個別品目毎に、国産品及び輸入品の価格を出発点として、原則として以下の、の前提により合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。

内外価格差、品質格差等の観点から、品目毎に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。

価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率(関税削減相当分÷国産品価格)の1/2の割合で価格が低下すると見込む。(注)

生産量については、国内対策の効果を考慮。

個別品目の事情により、上記～と異なる場合がある。

(注)価格について、品目によっては、国内対策により品質向上や高付加価値化等を進める効果を勘案し、以下で見込む価格を上限値とし、上記で見込む価格を下限値とする。

ア 競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下

イ 競合しない部分は、アの競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下

2. 試算の結果

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

農林水産物の生産減少額: 約1,300～2,100億円

食料自給率(26年度)への影響:

【26年度:カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】→【試算を反映したもの:カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

【注意事項】

- (1) 輸出の取扱いについて、上記1.(3)の前提の中で、輸出拡大は考慮していない。
- (2) 試算の結果、国内生産量が維持されると見込まれることから、水田や畑の作付面積の減少や農業の多面的機能の喪失は見込み難い。
- (3) 試算を行った各対象品目の生産額の合計については、諸元から試算に用いている各品目毎の価格、生産量により機械的に求めた場合、約6兆8000億円となる。

牛肉

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

38.5%

主産地(農業産出額上位5位)

鹿児島県、宮崎県、北海道、熊本県、栃木県

国内生産量

35万トン

輸入量(うちTPP参加国)

54万トン(54万トン)

考え方(シナリオ)

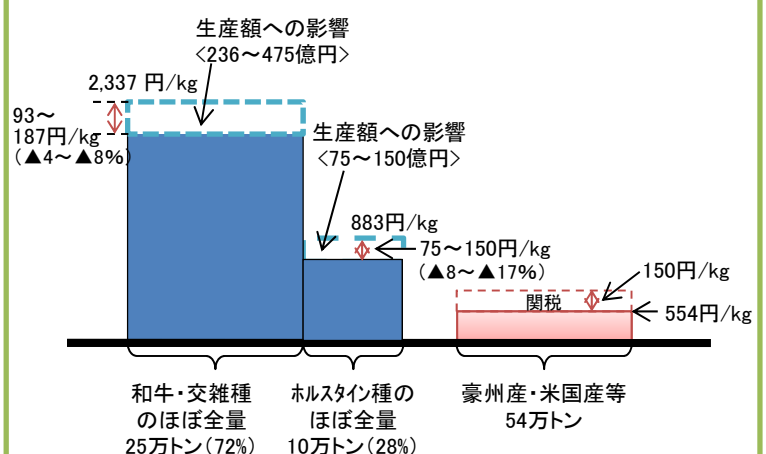
【試算の前提】

- 外国産牛肉の価格は、競合する国産牛肉の6割程度(内外価格差2倍弱)。
- 肉質2等級の乳用種等の国産牛肉及び1等級の国産牛肉(生産量の約28%。ホルスタイン種のほぼ全量に相当)の価格は、関税削減相当分下落(価格の下限値)。
- 5～3等級の国産牛肉及び2等級の和牛・交雑種の肉(和牛・交雑種のほぼ全量に相当)の価格は、肉質2等級の乳用種等の国産牛肉及び1等級の国産牛肉の価格低下率の半分の価格低下率で下落(価格の下限値)。

【国内対策による影響緩和】

- 省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限値)するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。
- また、上記の想定を超えた価格下落に対しても、充実した経営安定対策により、農家所得を確保。

イメージ図



生産額(価格(P)×生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営安定対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

豚肉

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

主産地(農業産出額上位5位)

国内生産量

輸入量(うちTPP参加国)

・524円/kg 輸入価格の場合:524円と輸入価格の差額
又は482円/kgの安い方
・524円/kg<輸入価格の場合:4.3%

鹿児島県、宮崎県、茨城県、千葉県、北海道

92万トン

74万トン(51万トン)

考え方(シナリオ)

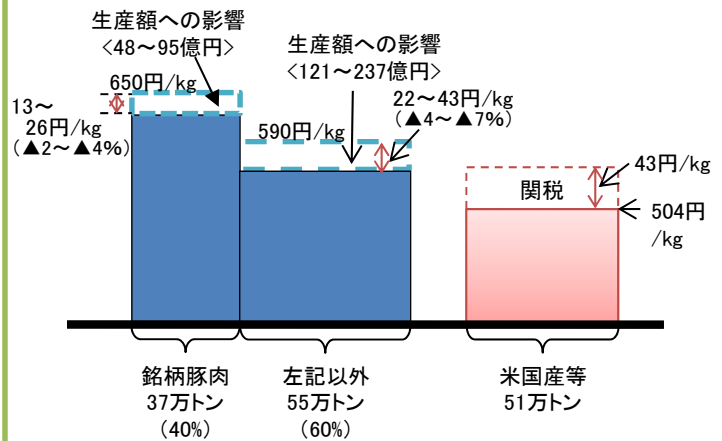
【試算の前提】

- 差額関税制度が維持されたため、分岐点価格(524円/kg)での輸入が9割、従量税部分での輸入が1割と見込む。
- このとき、外国産輸入豚肉の価格は、競合する国産豚肉の9割程度であり、国産豚肉との品質格差も小さい。
- 国産銘柄豚肉以外の国産豚肉(生産量の約60%)の価格は、外国産輸入豚肉の関税削減相当分下落(価格の下限値)。
- 国産銘柄豚肉の価格は、それ以外の国産豚肉の価格低下率の半分の価格低下率で下落(価格の下限値)。

【国内対策による影響緩和】

- 省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限値)するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。
- また、上記の想定を超えた価格下落に対しても、充実した経営安定対策により、農家所得を確保。

イメージ図



生産額(価格(P)×生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営安定対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

牛乳乳製品

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)

主産地(農業産出額上位5位)

国内生産量

輸入量(うちTPP参加国)

例)脱脂粉乳 21.3%+396円/kg (218%) 国貨品目
チーズ 29.8% TQ品目
(プロセスチーズ原料用抱合せ※無税)

北海道、栃木県、群馬県、熊本県、千葉県

750万トン(うち乳製品向け 343万トン)

406万トン(324万トン)

考え方(シナリオ)

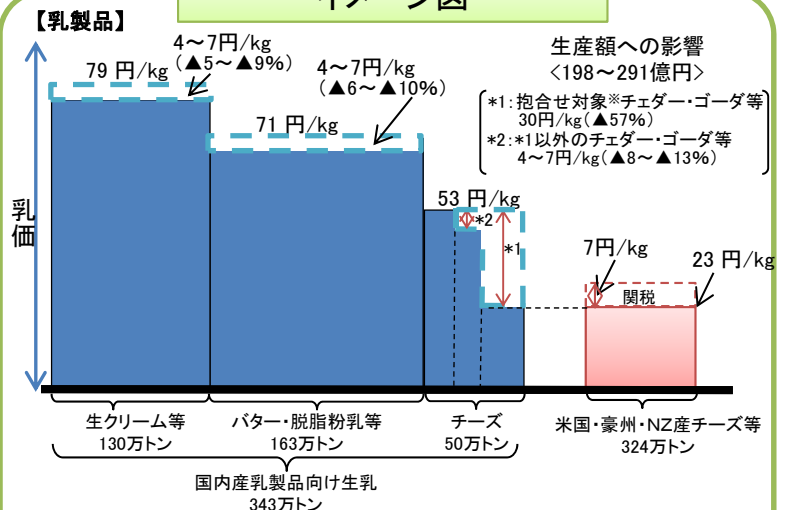
【試算の前提】

- バター・脱脂粉乳、チーズ等の乳製品は、内外価格差が大きく(バター・脱脂粉乳では約2~3倍)、品質格差はほとんどない。
- チェダー・ゴーダ等に競合する国産チーズ向け生乳の価格は、輸入品価格まで下落、または関税削減相当分下落(価格の下限値)。
- 関税撤廃されるホエイの影響を受けて、一部のバター・脱脂粉乳等向け生乳の価格が輸入品価格まで下落することにより、バター・脱脂粉乳等向け生乳全体の価格が下落(価格の下限値)。
- 生クリーム等液状乳製品向け生乳の価格は、バター・脱脂粉乳等向け生乳の価格下落の影響を受け、同様に下落(価格の下限値)。

【国内対策による影響緩和】

- 省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限値)するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。
- また、上記の想定を超えた価格下落に対しても、充実した経営安定対策により農家所得を確保。

イメージ図



生産額(価格(P)×生産量(Q))は減少するが、体質強化対策や経営安定対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

(注)金額、品目別の数量は生乳換算ベース
※抱合せ:国産品の使用を条件に無税輸入を認める制度

鶏肉

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)	6%(調製品)、8.5%、11.9%
主産地(農業産出額上位5位)	鹿児島県、宮崎県、岩手県、青森県、北海道
国内生産量	145.9万トン
輸入量(うちTPP参加国)	41.4万トン(2.3万トン)

考え方(シナリオ)

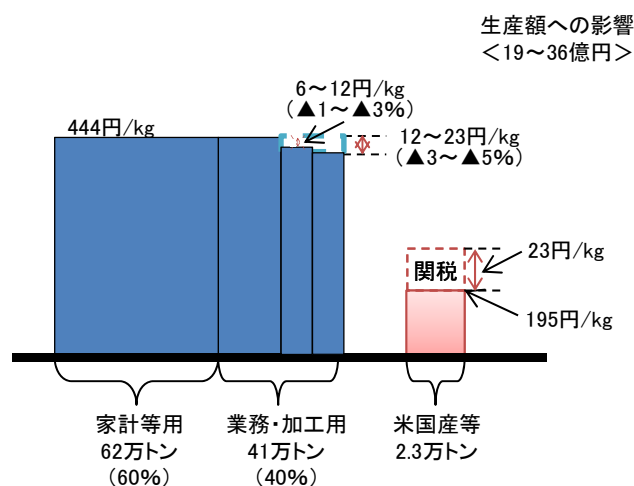
〔試算の前提〕

- 外国産鶏肉の価格は、国産の4割程度(内外価格差2倍強)。
- 国産鶏肉のうち業務・加工用(成鶏肉を除く)の1/2程度を占める弁当や総菜、ナゲット等の廉価品のうち冷凍のもの(生産量の約10%)の価格は、関税削減相当分下落(価格の下限值)。
- また、廉価品のうち冷蔵のもの(生産量の約10%)は、冷凍のものの価格低下率の半分の価格低下率で下落(価格の下限值)。

〔国内対策による影響緩和〕

- 生産性向上、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限值)するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

イメージ図



生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

鶏卵

関税率(TQ、国貨品目は2次税率)	8-21.3%
主産地(農業産出額上位5位)	茨城県、千葉県、鹿児島県、広島県、岡山県
国内生産量	251.9万トン
輸入量(うちTPP参加国)	12.4万トン(3.1万トン)

考え方(シナリオ)

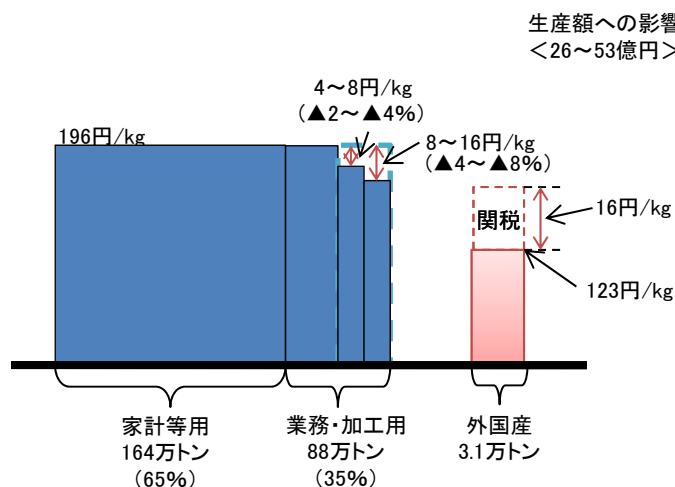
〔試算の前提〕

- 外国産鶏卵の価格は、国産の6割程度(内外価格差約1.5倍)。
- 輸入される外国産鶏卵は、主に加工卵(液卵・粉卵)であり、業務・加工用のうち加工卵の使用が見込まれるものの1/2(生産量の約10%)の価格が、関税削減相当分下落(価格の下限值)。
- また、業務・加工用のうち加工卵の使用が見込まれるものの残り1/2(生産量の約10%)の価格は、上記価格低下率の半分の価格低下率で下落(価格の下限值)。

〔国内対策による影響緩和〕

- 生産性向上、高付加価値化等の体質強化対策により、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限值)するとともに、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

イメージ図



生産額(価格(P) × 生産量(Q))は減少するが、体質強化対策の適切な実施により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

(参考) 28年度に活用可能な畜産関係施策一覧

畜産・酪農の体質強化

H27補正 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【基金】 610億円

補助率等 1/2以内、定額

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要の機械のリース導入、施設整備、家畜導入等を支援

H27補正 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(公共)(農業農村整備事業で実施)

164億円 補助率等 1/2以内等

畜産クラスター計画を策定した地域において、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を支援

H27補正 畜産経営体質強化支援資金融通事業【基金】 20億円

補助率等 定額

畜産農家の新たな経営展開を支援するため、既往負債の償還負債を軽減する長期・低利(貸付当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置(融資枠70億円)

H27補正 加工施設再編等緊急対策事業 46億円の内数

補助率等 定額、1/2以内

畜産物の生産段階以降のコスト縮減等のため、食肉処理施設の施設統合、乳業工場における製造ラインの転換等を支援

H27補正 畜産・酪農生産力強化対策事業【基金】 30億円

補助率等 定額、1/2以内

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛子牛の生産拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術(ICT)等を活用した繁殖性の向上、種豚生産経営における優良な純粋種豚の導入等による生産性の向上等を支援

H27補正 農畜産物輸出拡大施設整備事業 43億円の内数

補助率等 定額、1/2以内等

国産畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型共同利用施設等の整備を支援

H27補正 畜産物輸出特別支援事業 10億円

補助率等 定額、1/2以内

モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的調査、牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証、海外でのプロモーション活動の強化等を支援

H27補正 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

7億円 補助率等 定額、1/2以内

産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援

自給飼料の生産拡大

H28当初 飼料増産総合対策事業 10(11)億円 **補助率等** 1／2以内、1／3以内、定額
コントラクター等の機能の高度化、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の
推進、濃厚飼料原料（イアコーン等）の増産、エコフィードの増産等の取組を支援

H27補正 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 7億円 **補助率等** 定額、1／2以内
難防除雑草の駆除による草地改良や利用率の低下した公共牧場等の荒廃草地
を有効活用する取組を支援

H28当初 飼料生産型酪農経営支援事業【拡充】 68(66)億円 **補助率等** 定額
自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じた
交付金を交付。また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面
積に応じて、追加交付金を交付

H28当初 草地関連基盤整備（公共）（農業農村整備事業で実施）
48(62)億円 **補助率等** 1／2以内等
農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効
率的な飼料生産基盤の整備を支援

経営安定対策

- ALIC事業** 加工原料乳生産者補給金（所要額）306(311)億円
補給金単価等（脱バ向け：単価 12.90→12.69円/kg、交付対象数量178→178万トン、
チーズ向け：単価 15.53→15.28円/kg、交付対象数量52→52万トン）
- ALIC事業** 加工原料乳生産者経営安定対策事業
- H28当初** 国産乳製品供給安定対策事業 3(5)億円 **補助率等** 1／2以内
- H28当初** 飼料生産型酪農経営支援事業 <再掲> 68(66)億円 **補助率等** 定額
- ALIC事業** 肉用子牛生産者補給金 （所要額）203(213)億円 **補助率等** 定額、1／2
保証基準価格等の引上げ（保証基準価格 黒毛和種 33.2万円→33.7万円／頭、
乳用種 13.0万円→13.3万円／頭 等）
- ALIC事業** 肉用牛繁殖経営支援事業（所要額）169(159)億円 **補助率等** 定額
発動基準の引上げ（黒毛和種 42万円→45万円／頭 等）
- ALIC事業** 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
（所要額）869(869)億円 **補助率等** 定額、3／4以内
- ALIC事業** 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
（所要額）100(100)億円 **補助率等** 定額、1／2以内
- H28当初** 鶏卵生産者経営安定対策事業 52(52)億円 **補助率等** 定額、3／4以内、1／4以内
鶏卵の補填基準価格等の引上げ（補填基準価格 188→189円/kg）
- H28当初** 肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金【新規】 3億円 **補助率等** 定額
肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対して、
資金の円滑な融通を支援

畜産物価格関連対策

ALIC事業 酪農経営支援総合対策事業【組替新規】 40億円

補助率等 定額、2／3、1／2、1／3以内

- ・ 乳用子牛の呼吸器病、下痢等の防止による事故率低下や発育向上を図るため、ワクチン接種や乳酸菌製剤給与の取組を支援
- ・ 乳牛の生産性向上のための粗飼料の広域流通モデルの実証の取組を支援
- ・ 酪農後継者への初妊牛導入支援、簡易牛舎の整備、暑熱対策、乳用牛の快適性に配慮した畜舎環境の改善等の取組を支援
- ・ 酪農ヘルパー人材の確保・育成、傷病時等（研修等への参加時を含む）の利用料金を軽減するための互助基金制度等の取組を支援
- ・ 牛群検定に加入する都府県の酪農家が優良な乳用牛を導入する取組を支援
- ・ 生乳の集送乳経費を削減するため、流通合理化計画の策定、生乳流通関係機器のリース導入への支援に加え、機器等の整備を拡充 等

ALIC事業 肉用牛経営安定対策補完事業 34(34)億円

補助率等 定額、1／2以内等

①優良な繁殖雌牛の増頭(8万円／頭(高能力牛は10万円／頭))・導入(4万円／頭(高能力牛は5万円／頭))、簡易牛舎の整備、肉用牛ヘルパーの取組等、②地方特定品種の生産や離島等における肉用子牛の集出荷等、③肉用子牛等の預託の取組等を支援 等

ALIC事業 食肉流通改善合理化支援事業 36(37)億円

補助率等 定額、2／3以内、1／2以内、1／10以内

食肉流通における業務の効率化、経営の安定化、国産食肉の新需要の創出等のための取組を支援

ALIC事業 養豚経営安定対策補完事業【拡充】 2(1)億円

補助率等 1／2以内、定額

各地域における生産能力向上に必要な純粋種豚の導入への支援に加え、両親の能力が明らかな一代雑種雌豚も対象に追加

ALIC事業 畜産特別支援資金融通事業 融資枠(平成25～29年度) 500億円

補助率等 定額

毎年の負債の償還が困難な経営に対し、長期低利での借換資金を融通するとともに、経営改善指導を行うことにより、経営の安定を支援

ALIC事業 畜産動産担保融資活用推進事業 0.5(0.5)億円

補助率等 定額、1／2

資金調達の多様化を図るため、動産担保融資(ABL)方式による資金調達の活用推進に資する取組を支援

ALIC事業 国産畜産物安心確保等支援事業【拡充】 5(5)億円

補助率等 定額、3／4以内、1／2以内

家畜個体識別システムの円滑な運用確保、家畜疾病発生時における対応、おが粉の代替敷料や堆肥等の広域流通に関する調査、アニマルウェルフェアの認知度向上、海外の流行疾病等に対する情報提供・飼養衛生管理水準の促進の向上を支援

ALIC事業 畜産経営安定化飼料緊急支援事業【拡充】 0.8(0.3)億円

補助率等 定額

配合飼料製造業者等が生産者向け配合飼料価格の抑制や支払い期限の延長等に対応する取組への支援に加え、配合飼料工場の再編・合理化等の計画策定と資金の借入に対する金利支援を追加

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

① 本省の連絡先

I 大筋合意の概要		大臣官房国際部国際経済課	(直)03-3502-5904
II 品目毎の農林水産物への影響について			
	牛肉・豚肉	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	乳製品	生産局牛乳乳製品課	(直)03-6744-2127
	鶏肉・鶏卵	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
III 総合的なTPP関連政策大綱		大臣官房政策課	(直)03-3502-8448
	1 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)		
	○ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進		
	① 畜産クラスター事業の拡充	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	② 畜産クラスターを後押しする草地の大区画化	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上	生産局畜産振興課	(直)03-6744-2524
	④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化	技術会議事務局研究推進課	(直)03-3502-7462
	⑤ 自給飼料の一層の生産拡大	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	⑦ 家畜防疫体制の強化	消費・安全局動物衛生課	(直)03-3502-8292
	⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進	生産局牛乳乳製品課 生産局食肉鶏卵課	(直)03-6744-2128 (直)03-3502-5989
	(参考) 補足説明資料		
	畜産クラスターの見直し	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産クラスターの機械リース事業の見直し	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産農家向け資金対策	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの拡大		
	① 重点品目毎の輸出促進対策	食料産業局輸出促進課	(直)03-3502-3408
	② 輸出阻害要因の解消(戦略的な動植物検疫協議の推進)	消費・安全局植物防疫課 消費・安全局動物衛生課	(直)03-3502-5978 (直)03-3502-8295
	(ジャパンスターダートの海外発信(HACCP))	食料産業局食品製造課	(直)03-3502-3408
	(ジャパンスターダートの海外発信(輸出用GAP))	生産局農業環境対策課	(直)03-6744-7188
	③ 地域の収益力強化(産地と外食・中食等が連携した新商品開発)	生産局園芸作物課	(直)03-3501-4096
	(訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)	農村振興局都市農村交流課	(直)03-3502-6002
	2 経営安定・安定供給のための備え		
	① 牛肉・豚肉	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	② 乳製品	生産局牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988
IV 農林水産物の生産額への影響について(試算)			
	牛肉・豚肉	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	牛乳乳製品	生産局牛乳乳製品課	(直)03-6744-2127
	鶏肉・鶏卵	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

(参考) 28年度に活用可能な畜産関係施策一覧			
	畜産・酪農の体質強化		
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産クラスターを後押しする草地整備の推進	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	畜産経営体質強化支援資金融通事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	加工施設再編等緊急対策事業	生産局牛乳乳製品課	(直)03-6744-2128
		生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	畜産・酪農生産力強化対策事業	生産局畜産振興課	(直)03-6744-2524
	農畜産物輸出拡大施設整備事業	生産局総務課生産推進室	(直)03-3502-5945
	畜産物輸出特別支援事業	生産局牛乳乳製品課	(直)03-6744-2128
		生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業	生産局牛乳乳製品課	(直)03-6744-2128
		生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	自給飼料の生産拡大		
	飼料増産総合対策事業	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	草地難防除雑草駆除等緊急対策事業	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	飼料生産型酪農経営支援事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	草地関連基盤整備	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
	経営安定対策		
	酪農経営安定のための支援		
	加工原料乳生産者補給金	生産局牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	生産局牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988
	国産乳製品供給安定対策事業	生産局牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988
	飼料生産型酪農経営支援事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	肉用牛繁殖経営安定のための支援		
	肉用子牛生産者補給金	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	肉用牛繁殖経営支援事業	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	鶏卵生産者経営安定対策事業	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産物価格関連対策		
	酪農経営支援総合対策事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
		生産局畜産振興課	(直)03-6744-2524
		生産局牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988
	肉用牛経営安定対策補完事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	食肉流通改善合理化支援事業	生産局食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
	養豚経営安定対策補完事業	生産局畜産振興課	(直)03-6744-2524
	畜産特別支援資金融通事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産動産担保融資活用推進事業	生産局畜産企画課	(直)03-3502-5979
	畜産経営安定化飼料緊急支援事業	生産局飼料課	(直)03-6744-7192

事業内容や申請手続などの詳細については、地方農政局や各都道府県の地方参事官にもお気軽にお問い合わせください

② 地方農政局の連絡先

北海道農政事務所生産支援課	011-330-8807
東北農政局畜産課	022-221-6198
関東農政局畜産課	048-740-0027
北陸農政局畜産課	076-232-4317
東海農政局畜産課	052-223-4625
近畿農政局畜産課	075-414-9022
中国四国農政局畜産課	086-224-9412
九州農政局畜産課	096-211-9477
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課畜産振興室	098-866-1653

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

③ 地方参事官の連絡先

北海道	札幌支局	011-330-8821
	函館支局	0138-26-7800
	旭川支局	0166-76-1277
	釧路支局	0154-23-4401
	帯広支局	0155-24-2401
	北見支局	0157-23-4171
青森県	青森支局	017-775-2151
岩手県	岩手支局	019-624-1125
宮城県	宮城支局	022-266-8778
秋田県	秋田支局	018-862-5611
山形県	山形支局	023-622-7231
福島県	福島支局	024-534-4142
茨城県	茨城支局	029-221-2184
栃木県	栃木支局	028-633-3311
群馬県	群馬支局	027-221-1827
埼玉県	埼玉支局	048-740-5835
千葉県	千葉支局	043-224-5611
東京都	東京支局	03-5144-5253
神奈川県	神奈川支局	045-211-0584
新潟県	新潟支局	025-228-5211
富山県	富山支局	076-441-9300
石川県	石川支局	076-241-3154
福井県	福井支局	0776-30-1611
山梨県	山梨支局	055-254-6055
長野県	長野支局	026-233-2500
岐阜県	岐阜支局	058-271-4044

静岡県	静岡支局	054-246-6121
愛知県	愛知支局	052-763-4492
三重県	三重支局	059-228-3151
滋賀県	滋賀支局	077-522-4261
京都府	京都支局	075-414-9015
大阪府	大阪支局	06-6941-9658
兵庫県	兵庫支局	078-331-5924
奈良県	奈良支局	0742-32-1870
和歌山県	和歌山支局	073-436-3831
鳥取県	鳥取支局	0857-22-3131
島根県	島根支局	0852-24-7311
岡山県	岡山支局	086-223-3131
広島県	広島支局	082-228-9676
山口県	山口支局	083-922-5412
徳島県	徳島支局	088-622-6131
香川県	香川支局	087-831-8151
愛媛県	愛媛支局	089-932-1177
高知県	高知支局	088-875-7236
福岡県	福岡支局	092-281-8261
佐賀県	佐賀支局	0952-23-3131
長崎県	長崎支局	095-845-7121
熊本県	熊本支局	096-211-8715
大分県	大分支局	097-532-6131
宮崎県	宮崎支局	0985-22-5919
鹿児島県	鹿児島支局	099-222-5840

詳細についてはホームページも御参照ください。

＜TPP関連情報（農林水産省HP）＞

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>

＜大筋合意の概要＞

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>

＜品目毎の農林水産物への影響について＞

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/151224_bunseki.pdf

＜総合的なTPP関連政策大綱＞

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo2.html#taikou>

（農林水産分野におけるTPP対策）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/katu_ryoku_honbu.pdf

＜平成27年度畜産・酪農関係補正予算、28年度当初予算の概要＞

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/pdf/28_tousyo.pdf

発行：農林水産省

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

Tel: 03－3502－8111（代表）